

○経済産業省告示第三百六十二号

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第五十二条の二第一号二及び第二号ハ並びに第五十三条第二項第五号の規定に基づき、平成十五年経済産業省告示第二百四十九号（電気事業法施行規則第五十二条の二第一号口の要件、第一号ハ及び第二号口の機械器具並びに第一号二及び第二号ハの算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示）の一部を次のように改正する。

平成十八年十二月二十六日

経済産業大臣 甘利 明

第三条第一項中「次条第四号の発電所（出力百キロワット以上のものに限る。）並びに第七号及び第八号の需要設備（小規模高压需要設備を除く。）については次表に掲げる換算係数に〇・六を、同条第四号の発電所（出力百キロワット未満のものに限る。）については〇・二五を、同条第九号の需要設備（小規模高压需要設備を除く。）については〇・四五」を「次条第二号の二本文の発電所及び第九号の需要設備（小規模高压需要設備を除く。）については次表に掲げる換算係数に〇・四五を、同条第二号の二ただし書及び第四号の発電所については〇・二五を、同条第七号及び第八号の需要設備（小規模高压需要設備を除く。）については〇・六」に改める。

第四条第四号を次のように改める。

四 太陽電池発電所にあつては毎年二回以上